

広島県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年九月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇賀安田線

三 道路の区域

区 間		新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	新	旧			
三次市甲奴町宇賀字大番一七四九番一地先から 三次市甲奴町宇賀字六ツ宗一〇八九番三地先ま で	三次市甲奴町宇賀字六ツ宗一〇八九番一地先から 三次市甲奴町宇賀字六ツ宗一〇八九番二地先ま で	三・〇〇〇 二・〇〇〇	三・〇〇〇 二・〇〇〇	一五・五〇〇 一四・五〇〇	一、〇一五・〇〇	拡幅
三次市甲奴町宇賀字六ツ宗一〇八九番一地先から 三次市甲奴町宇賀字六ツ宗一〇七八番一地先 まで	三次市甲奴町宇賀字六ツ宗一〇八九番一地先から 三次市甲奴町宇賀字六ツ宗一〇七八番一地先 まで	三・〇〇〇 二・〇〇〇	三・〇〇〇 二・〇〇〇	一三・八〇〇 一三・八〇〇	一三・八〇〇 一三・八〇〇	ダブルウェイ
		二・五〇〇 一七・〇〇〇	二・五〇〇 一七・〇〇〇	一三・五〇〇 一四・一〇〇	二八八・〇〇 二八八・〇〇	拡幅